

令和3年8月11日

横浜市金沢区長 永井 京子 様

横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会

委員長 中西 正彦

横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成24年3月22日金地振第1582号「横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会運営要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市晴嵐かなざわ  
指定管理者選定委員会  
選定結果報告書

令和3年8月

## 1 経緯

老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	中西 正彦	(横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授)
委員	鈴木 祥子	(税理士)
	沓澤 和子	(金沢区民生委員児童委員協議会 会長)
	高松 礼子	(金沢区保健活動推進委員会 副会長)
	高林 泰雄	(金沢中部地区連合町内会 会長)

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴人なし） 1 委員長の選出について 2 委員会の公開について 3 公募要項について 4 選定スケジュールについて 5 評価基準項目について	令和3年4月15日（木）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和3年4月23日（金） ～6月17日（木）
現地見学会及び応募説明会 ※申込は、5月12日（水）午後5時まで （申込1団体、2名）	令和3年5月13日（木）
公募に関する質問受付（質問なし）	令和3年5月14日（金） ～5月20日（木）
公募に関する質問回答	質問なしのため回答なし
応募書類の提出（1団体）	令和3年6月16日（水） ～17日（木）
◆第2回選定委員会 1 公開プレゼンテーション（傍聴人なし） 2 審査	令和3年7月26日（月）

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわ指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が加減点項目を除く評価基準項目の合計100点満点で採点した上

で、合計点を取って委員会としての点数としました。また、加減点項目として、各委員が－5～＋15点をもって評価に加える事ができることとしました。

項目	審査の視点	配点
1 運営ビジョン		10
基本理念の理解（応募理由）	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針（取り組み）が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	10
2 団体の状況		10
(1) 団体の理念、基本方針及び業務実績等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営ができる基盤はあるか。	5
3 職員配置・育成		10
(1) 所長及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設の管理運営		25
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応及び防災に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。（感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等） ・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。（自主事業計画含む。）	5
5 事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）		25
(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力	15

		的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。	
(2) 施設の利用促進		質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 (高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。) 利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	10
6 市・区の行事等への協力			10
(1) 区の高齢者向け行事への協力・参加		区が実施する高齢者向け行事に対し、積極的に協力・参加する具体的な取組が提案されているか。	5
(2) 区のおのほほ行事への協力・参加		区が実施するおのほほ行事に対し、積極的に協力・参加する具体的な取組が提案されているか。	5
7 収支計画及び指定管理料			10
(1) 指定管理料の額		収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分		利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
8 前期指定管理業務の実績			-5~+15
(1) 応募団体は、市内中小企業等であるか		市内中小企業、地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体、市内に本部がある社会福祉法人又は市内に本部がある公益法人の応募。	0 or 5
(2) 現在の指定管理者が応募した場合		区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象) ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか。(利用者に安心を与える対応となっていたか。適切でなかった場合は、減点対象)	-5 ~ +10
合 計			100点 -5~+15

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 13 ページ 5 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

#### ア 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での申請はできません。

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである

こと

- (f) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
  - (g) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
  - (h) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式 6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
  - (i) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- コ 応募者の失格  
応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。
- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
  - (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体（1 団体）

公益財団法人横浜市老人クラブ連合会

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人横浜市老人クラブ連合会

### \* 得点

選定の評価基準	配点	指定候補者
1 運営ビジョン	50 点	44 点
2 団体の状況	50 点	41 点
3 職員配置・育成	50 点	34 点
4 施設の管理運営	125 点	92 点
5 事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）	125 点	86 点
6 市・区の行事等への協力	50 点	42 点
7 収支計画及び指定管理料	50 点	34 点

8 加減点項目	-25～+75 点	25 点
合計	500 点 (-25～+75 点)	398 点

## 8 審査講評

指定候補者（公益財団法人横浜市老人クラブ連合会）

他区での老人福祉センターの管理運営実績を踏まえた提案が高く評価された。

一方で、現時点で職員採用に具体的計画がないことから、適材適所の人材が集まるのかといった不安があるとの意見や、施設の特徴を生かした施設運営を行うとの提案について具体的な提案がなかったことなどが課題としてあげられた。

また、現在、スタッフ間の情報共有不足が一因と思われる利用者とのトラブルが見られることから、職員間や、いきいきセンターかなざわ内での情報共有を徹底すべきとの要望があった。

今後、指定管理が開始されるまでの間に適切な人材の確保や、横浜市社会福祉協議会をはじめとする、いきいきセンターかなざわ内の事業者と十分に協議を行い、より具体的な事業計画を策定し、現指定管理者との適切な引継ぎにより老人福祉センターの運営が行えるよう、区役所からは適切な指導を行ってほしい。

## 9 総評

指定候補者（公益財団法人横浜市老人クラブ連合会）

現指定管理者が応募せず、1団体からの応募があり、選定委員会で議論した結果、委員5人の合計点が398点で、指定候補者は公益財団法人横浜市老人クラブ連合会に決定した。

選定基準項目、各委員の配点については別紙、評点集計表のとおりである。指定候補者となった団体については、市内他老人福祉センターで施設管理・運営の実績が十分にあり、提案内容が評価された。また、区内の高齢者人口が増加する一方で利用者が減少していることに対しても、他区での老人福祉センター運営のノウハウを活かすとともに、老人福祉センターを通じた人と人とかかわりを持てる環境づくりを提案し、いきいきセンターかなざわ内の各施設間のコミュニケーションを継続して取り組むほか、広報を工夫するなど、さらに施設の認知度を高めて、利用者増に向けた取り組みを強化していくという提案に対して期待したいとの評価もあった。

今後、より多くの方に施設を利用していただくため、区社会福祉協議会や町内会連合会などとの組織との連携を密に行い、地域ニーズの把握や必要な情報提供等を行って欲しい。